

第3 参考資料

当初予算（一般会計）年度別伸率の状況

(単位:%)

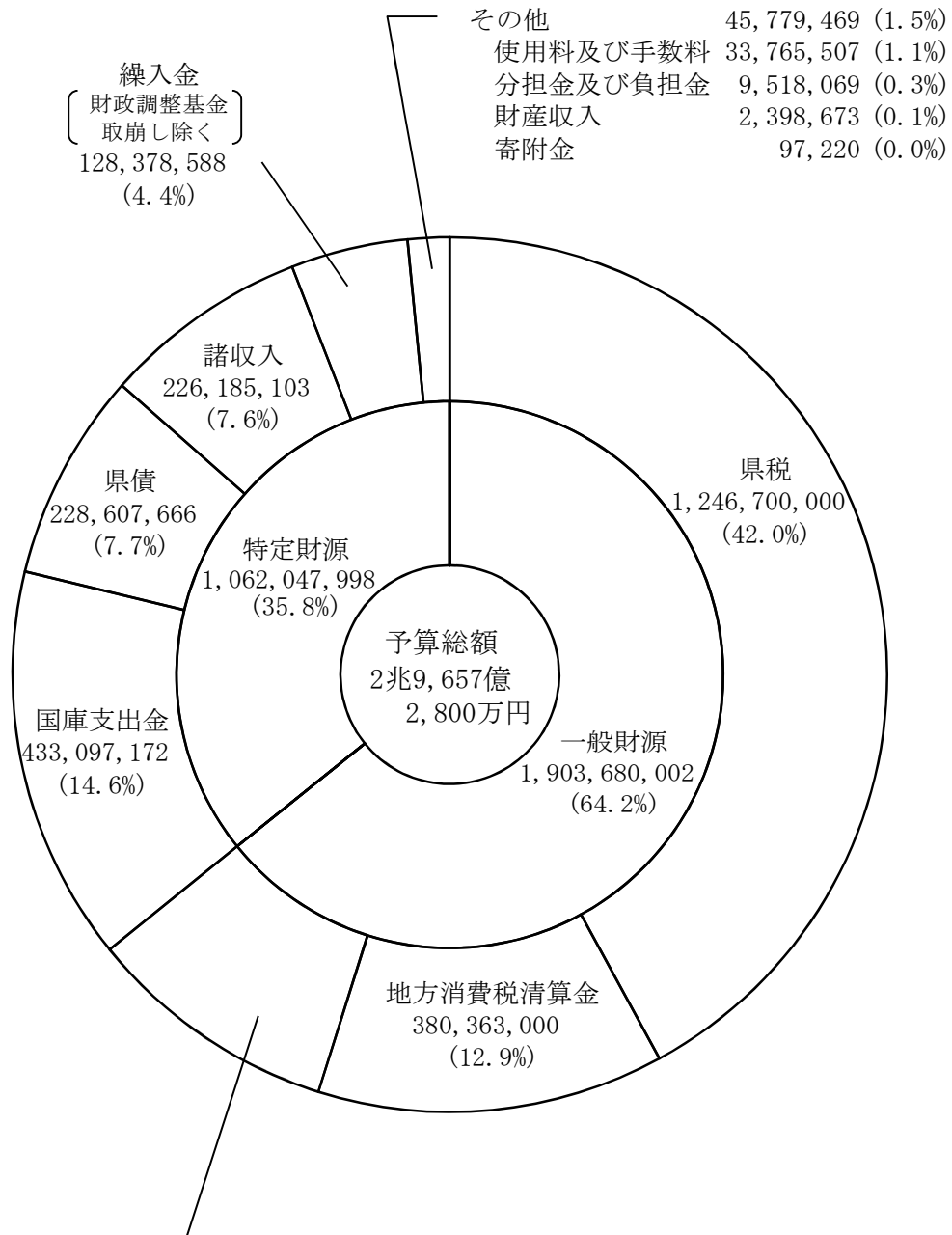
年度	規模	県税	県債	構成比	
				県税	県債
2012	99.4	100.2	<95.2> 104.8	39.2	<3.6> 16.6
2013	98.8	103.6	<100.7> 100.2	41.1	<3.7> 16.8
2014	106.0	119.1	<116.8> 82.9	46.2	<4.0> 13.2
2015	105.1	101.1	<124.1> 105.6	44.4	<4.8> 13.2
2016	101.7	113.1	<93.3> 65.6	49.4	<4.4> 8.5
2017	99.8	93.6	<109.1> 126.5	46.3	<4.8> 10.8
2018	98.9	100.3	<114.6> 95.7	47.0	<5.5> 10.5
2019	100.7	100.9	<112.8> 96.1	47.0	<6.2> 10.0
2020	102.4	98.7	<75.2> 94.9	45.4	<4.5> 9.3
2021	(100.5) 105.6	90.3	<131.2> 171.4	38.8	<5.6> 15.0
2022	(101.9) 104.1	109.1	<107.5> 70.1	40.6	<5.8> 10.1
2023	(102.7) 104.9	108.5	<101.3> 79.9	42.0	<5.6> 7.7

注1 「県債」の欄の< >は、臨時財政対策債、調整債及び除却債除きの計数。

2 2021年度から2023年度までの()は新型コロナウイルス感染症対策関連事業を除いた場合の計数。

歳入予算の一般財源・特定財源内訳(一般会計)

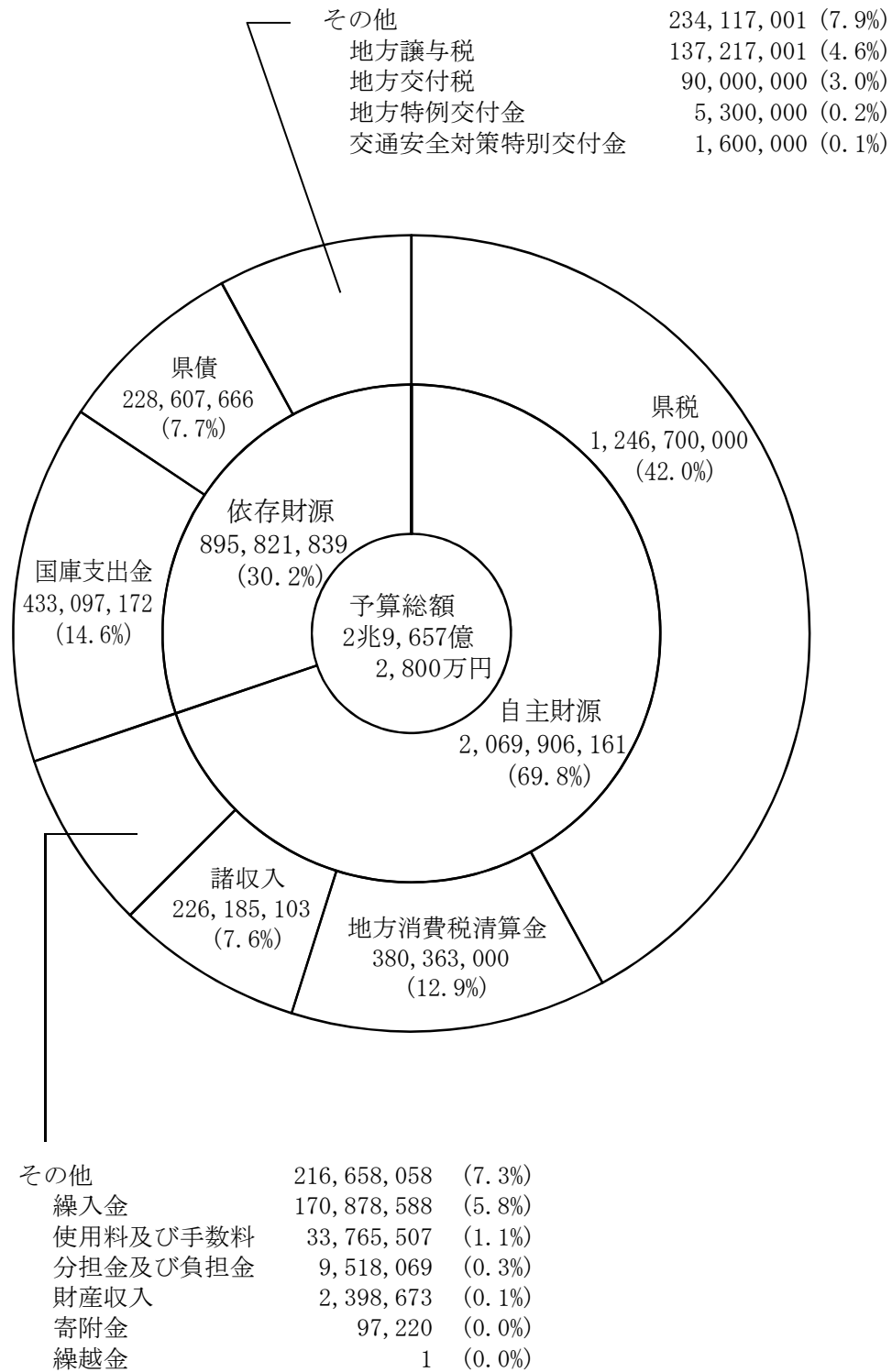
(単位:千円)



その他	276,617,002	(9.3%)
地方譲与税	137,217,001	(4.6%)
地方交付税	90,000,000	(3.0%)
財政調整基金取崩し	42,500,000	(1.4%)
地方特例交付金	5,300,000	(0.2%)
交通安全対策特別交付金	1,600,000	(0.1%)
繰越金	1	(0.0%)

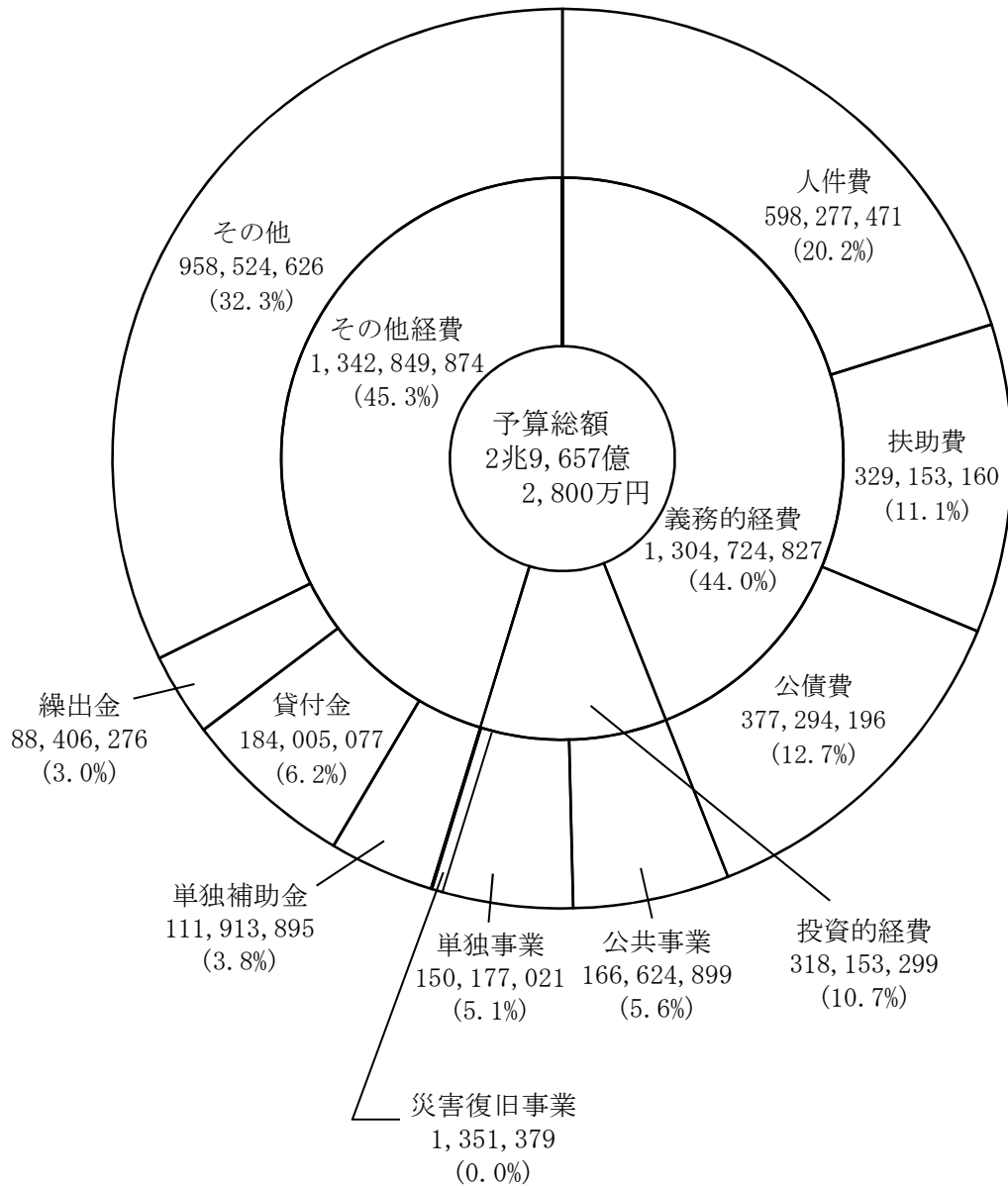
歳入予算の自主財源・依存財源別内訳(一般会計)

(単位:千円)



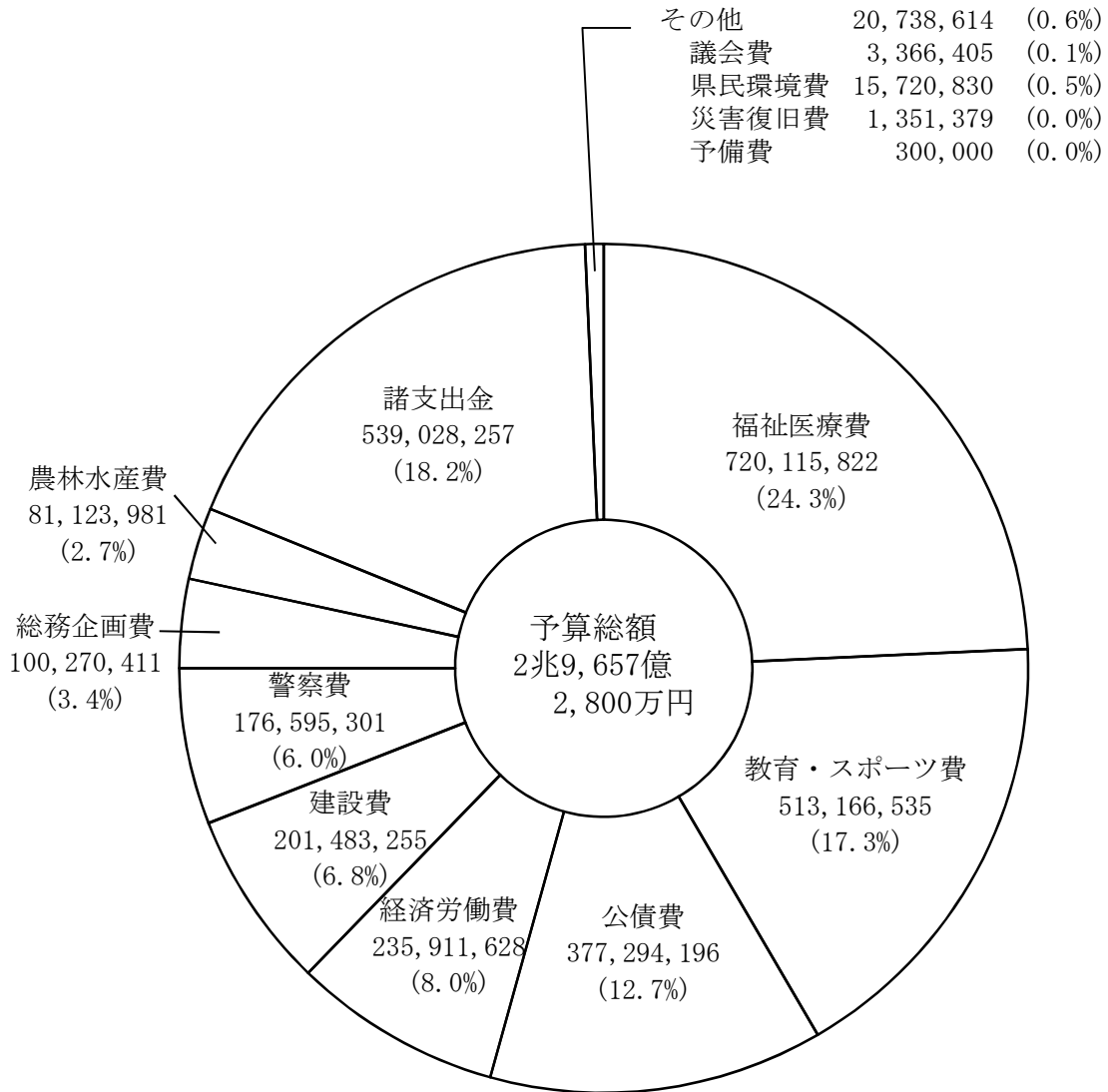
性質別歳出の状況(一般会計)

(単位:千円)

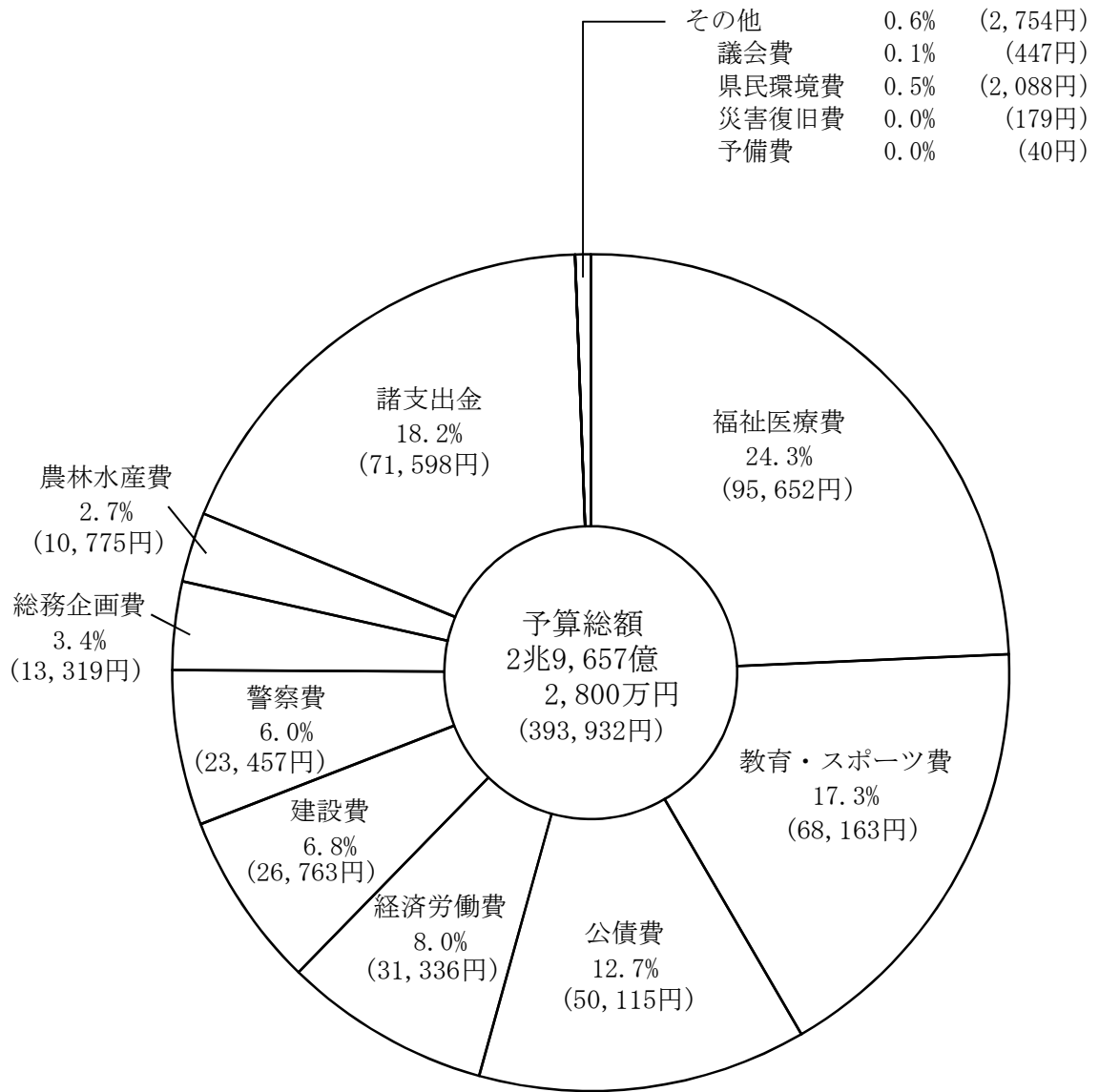


目的別歳出の状況(一般会計)

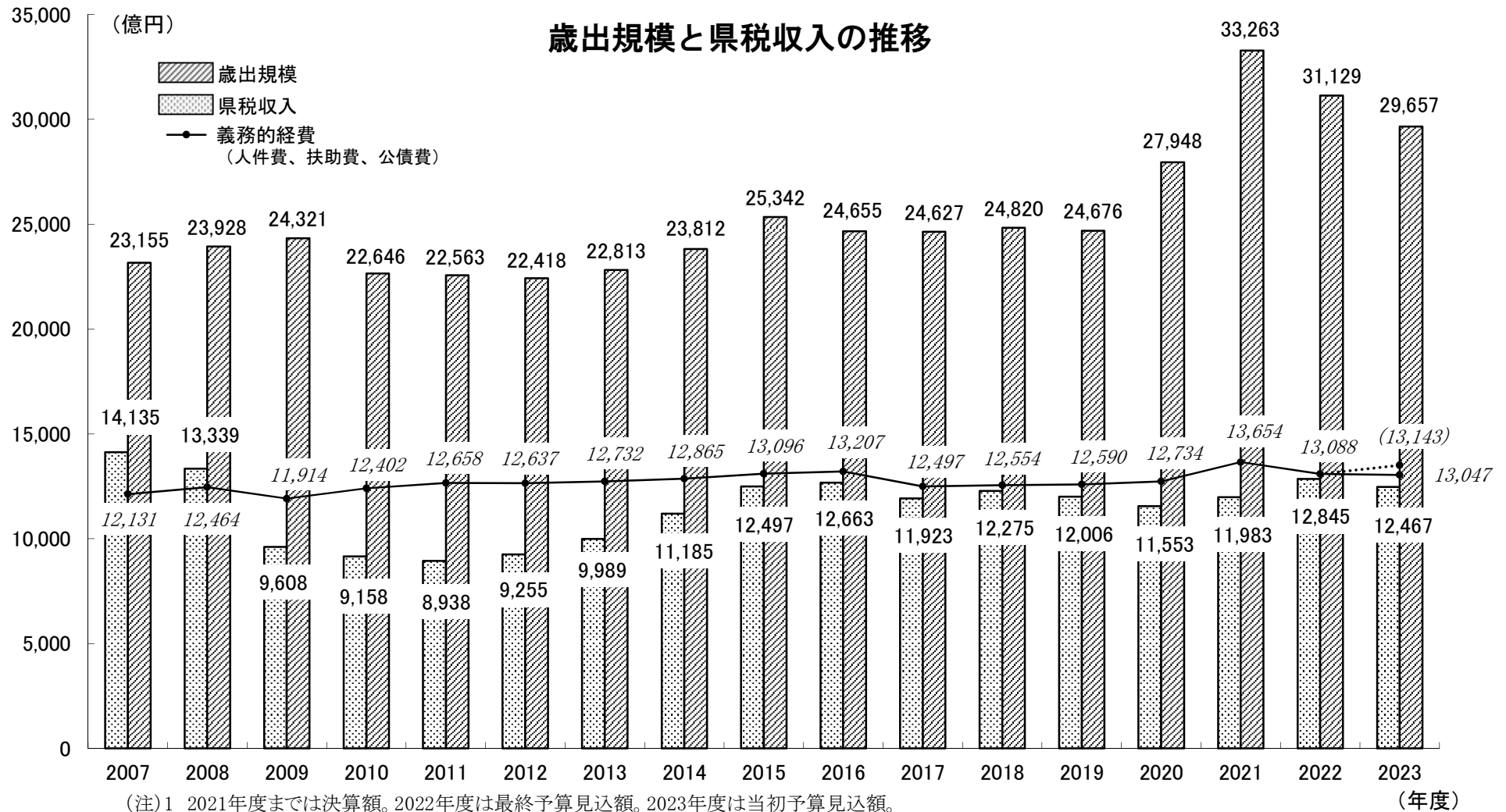
(単位:千円)



目的別歳出の状況(一般会計) 県民一人当たりの歳出額



2022年1月1日住民基本台帳人口 7,528,519 人



- 歳出規模は、2020年度以降、新型コロナウイルス感染症対策に係る累次の補正予算を編成し大きく増加。2023年度も当初予算としては過去最大(※)。
 - 県税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する前の水準を回復。
 - 義務的経費は、定年引上げに伴う人件費の減により減少するが、退職手当平準化基金積立金を含めると増加しており、依然として厳しい財政状況が続く。
- (※) 新型コロナウイルス感染症対策関連事業については、感染の第7波実績(2022年7月~10月)ベースで年間所要額を計上。

退職手当の支給に係る財政負担の平準化

1. 職員の定年年齢の引上げ

- 職員の定年等に関する条例の一部改正（2022年10月18日公布、2023年4月1日施行）により、職員の定年年齢が2023年度から2年に1歳ずつ、60歳から65歳に段階的に引き上げられる。

（参考）2022年度末の職員の年齢及び定年年齢

2022年度末の職員の年齢	各年度の定年年齢									
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
59歳 (1963年度生)	60歳	61歳【定年】								
58歳 (1964年度生)	59歳	60歳	61歳	62歳【定年】						
57歳 (1965年度生)	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳【定年】				
56歳 (1966年度生)	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳【定年】		
55歳 (1967年度生)	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳【定年】

2. 退職手当支給見込及び基金を活用した財政負担の平準化

- 全員が新たな定年で退職した場合、2年に1度定年退職者がいなくなり、その年度は退職手当が生じない。
- 一方、61歳定年対象者に対する意思確認を行った結果、約4割が60歳での退職を希望し、残りの約6割が新たな定年で退職する意向が示された。
- 今後も同様の傾向と仮定した場合、退職手当支給額は右図のとおり年度間の増減が見込まれる。

60歳に達した日以後に、新たな定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、退職手当の算定に当たっては、現行の60歳定年時の退職手当額と同水準を確保できるように算定する。

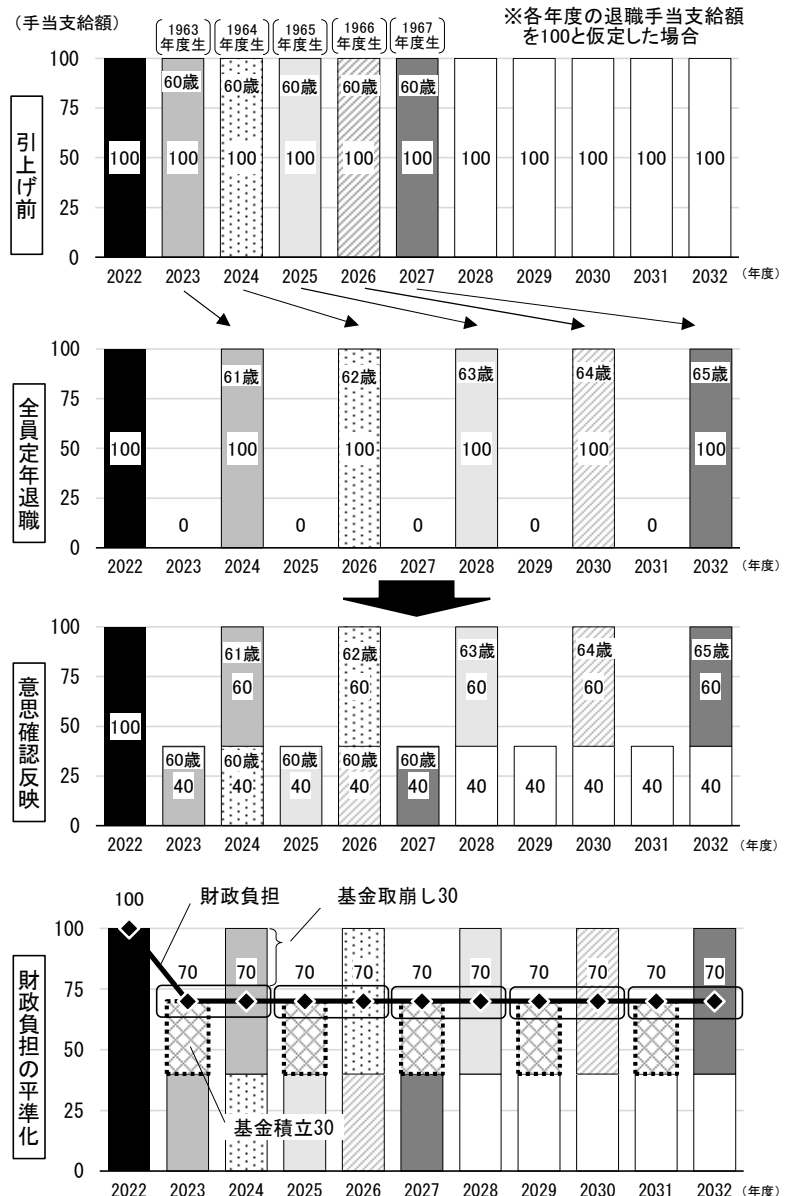
- このため、退職手当平準化基金を活用することにより、年度間の財政負担の増減を2か年度間隔で平準化。

<2023年度当初予算額の積算方法>

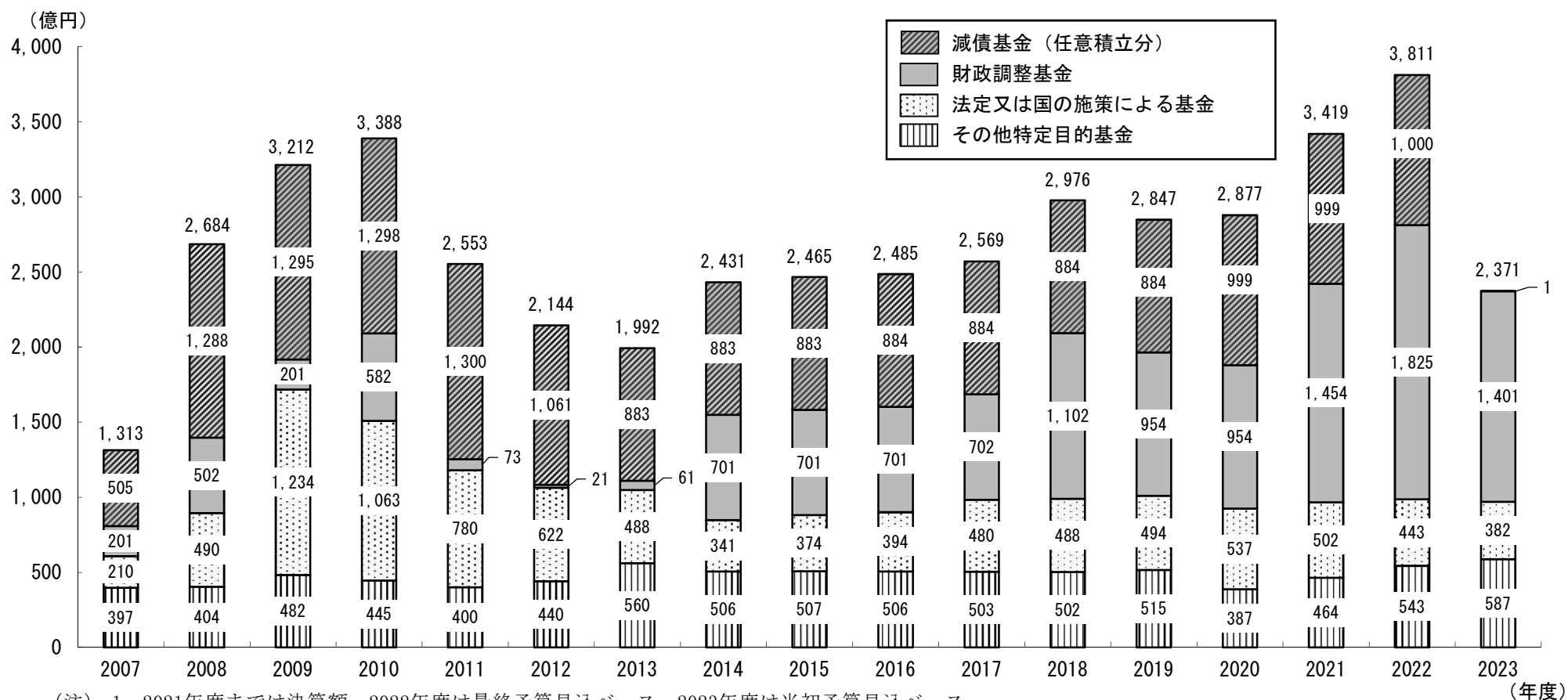
退職者見込数を基に、2023年度と2024年度の退職手当所要額を積算し、その平均値が各年度の財政負担となるよう、2023年度に基金へ所要額を積み立て、2024年度に取り崩す。

（単位：億円）

	2023年度	2024年度見込	合計
退職手当 A （現行60歳定年の退職者分）	123	315	438
基金の活用 B （積立て・取崩し）	積立て 96	取崩し △96	0
財政負担 A+B	219	219	438



基金残高の推移



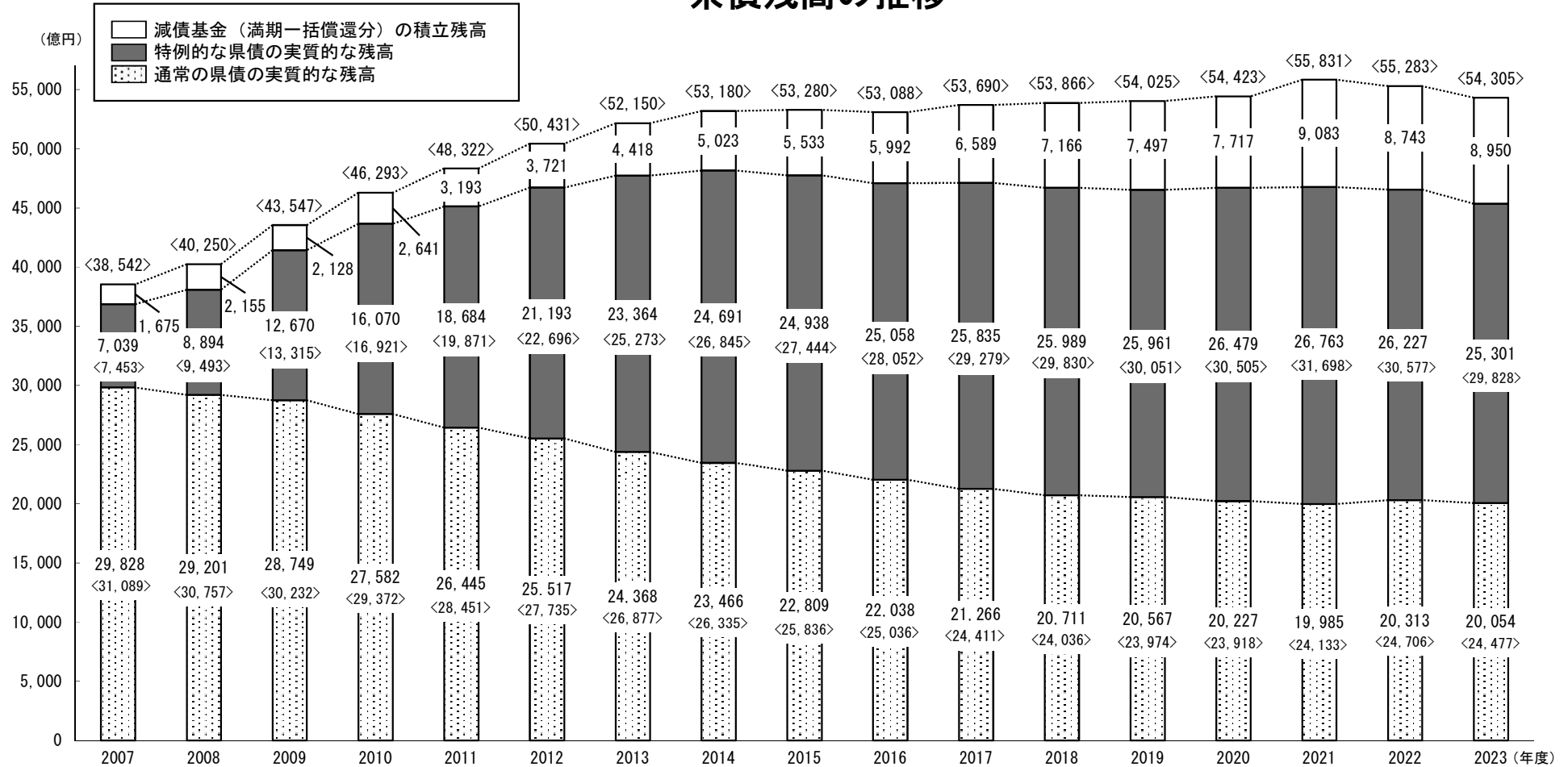
(注) 1 2021年度までは決算額。2022年度は最終予算見込ベース、2023年度は当初予算見込ベース。

2 減債基金（任意積立分）とは、県債の償還に備えて任意に積み立てるもの。

3 減債基金（満期一括償還分）及び美術品等取得基金は含まない。

○ 2022年度に予定していた減債基金（任意積立分）999億円、財政調整基金261億円の取崩しは、2月補正で全額を取止め。
 ○ さらに、2022年度の法人二税収入等の増加に伴う交付税の後年度減額精算に備えるため、370億円を財政調整基金へ積立て。
 ○ 2023年度は、減債基金（任意積立分）999億円及び財政調整基金425億円、合わせて1,424億円を取り崩すが、財政調整基金残高は1,401億円を確保。

県債残高の推移



(注) 1 2021年度までは決算額。2022年度は最終予算見込ベース、2023年度は当初予算見込ベース。

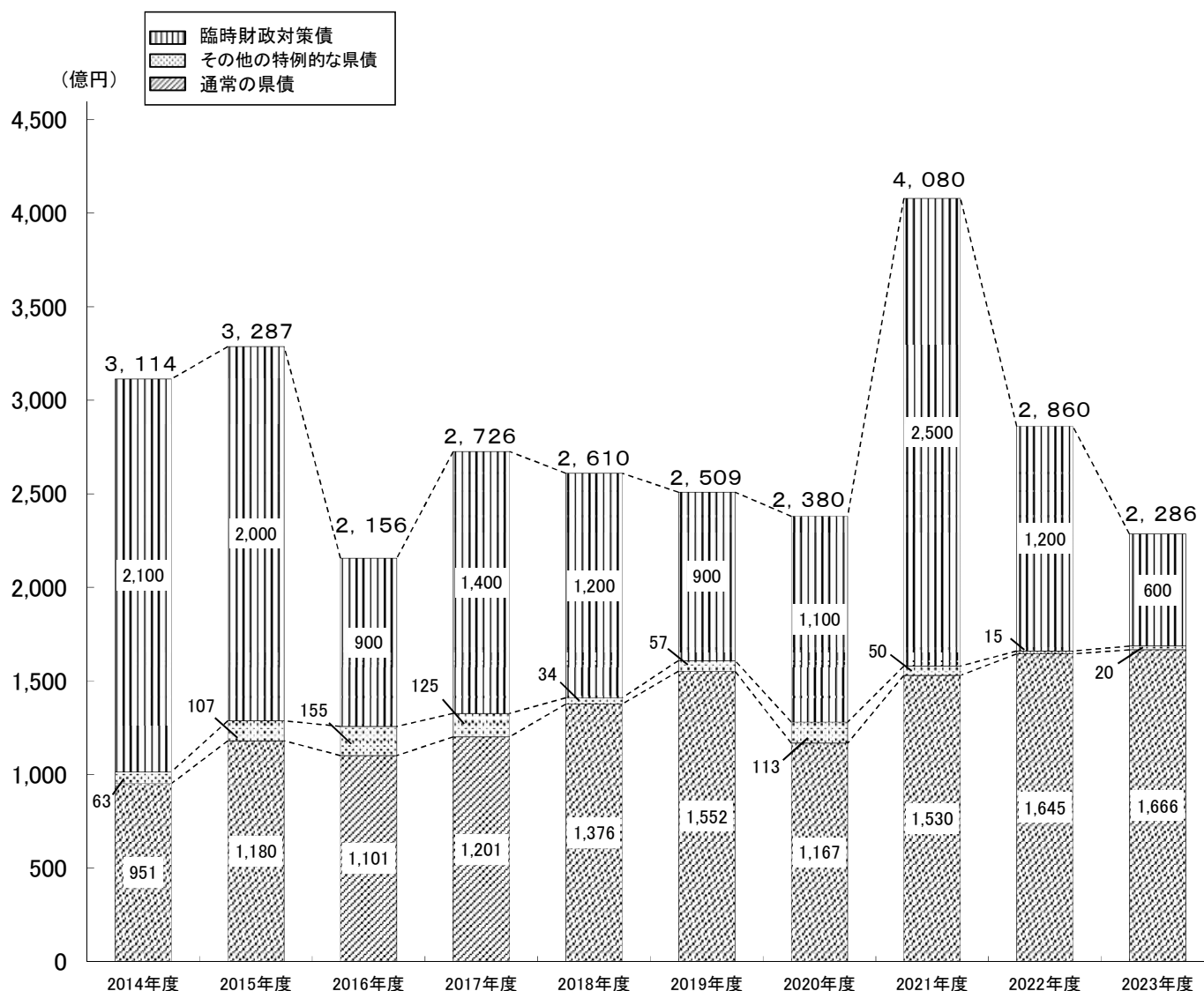
2 減債基金（満期一括償還分）とは、一定の年限後（満期）に全額償還する方式の県債について、その償還に備えて、総務省が示す積立ルールに基づき毎年度発行額の30分の1を積み立てるもの。

3 実質的な残高とは、名目上の残高から減債基金（満期一括償還分）積立残高を控除した額を指す。< >は名目上の残高。

4 特例的な県債は、臨時財政対策債、減収補填債（特例分）、減税補填債、臨時収入補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債、除却債、猶予特例債の計としている。

- 通常の県債の実質的な残高は、必要な公共投資に積極的に対応する一方、着実に償還を進め、2023年度末の残高は「あいち行革プラン2020後半期の取組」においても維持することとした数値目標（2019年度決算以下）を堅持。
- 特例的な県債である臨時財政対策債の発行が減少し、2023年度の県債残高全体も前年度から減少する見込み。

県債発行の状況(当初予算ベース)



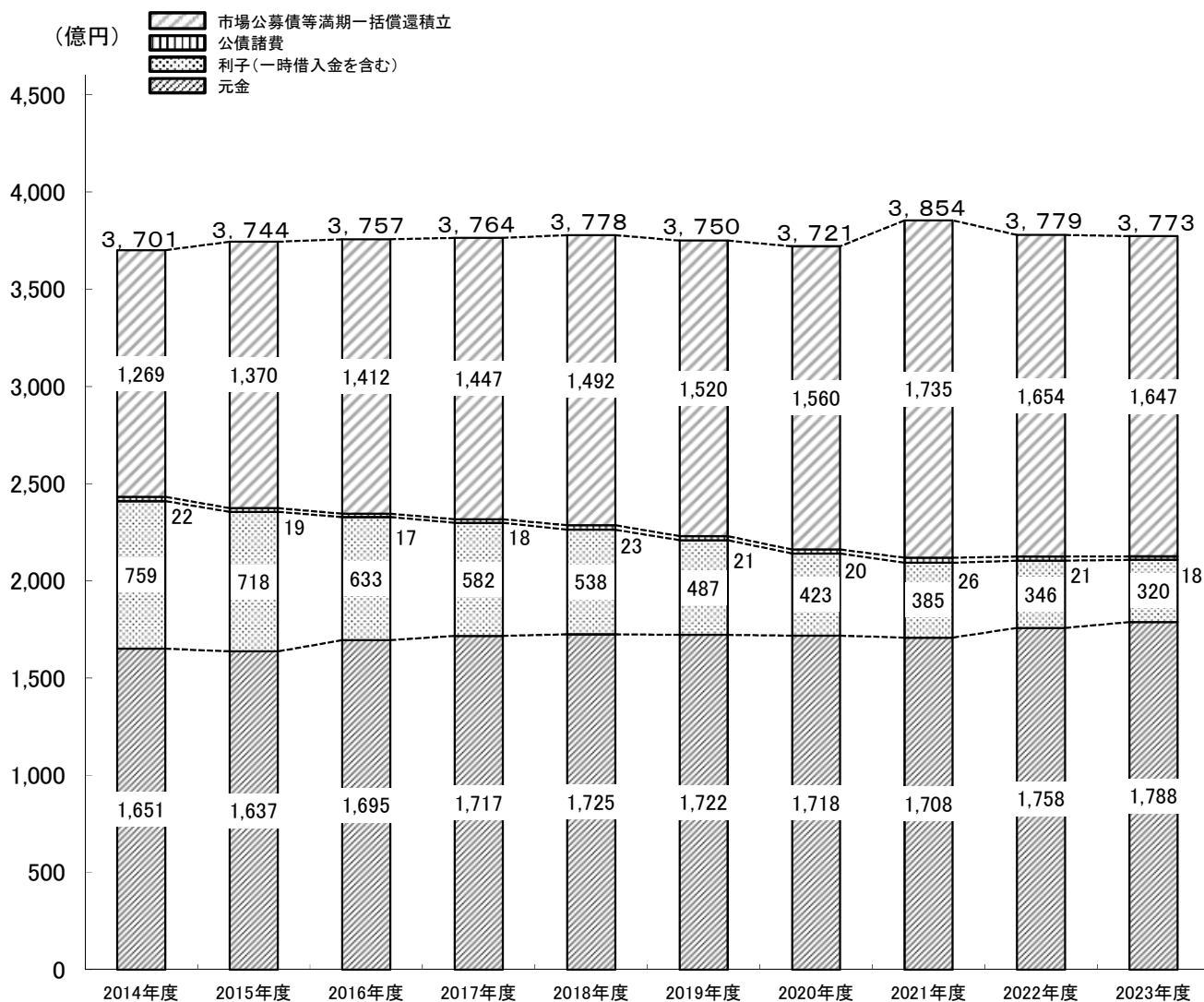
(注)各年度は当初予算額。その他の特例的な県債は、調整債、除却債の計としている。

○ 2023年度は、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債の発行額の大幅な減少により、全体では2022年度に比べ減少となる見込み。

<特例的な県債>

- * **臨時財政対策債** … 2001年度の地方財政対策において設けられた特例地方債。地方交付税の振替措置であり、後年度にその元利償還額の100%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。発行可能額は、各地方団体の財源不足額（臨時財政対策債発行可能額振替前の基準財政需要額と基準財政収入額の差額）及び財政力を考慮して算出する財源不足額基礎方式により算定されるものであり、財政力が高い団体ほど臨時財政対策債の配分割合が大きくなる仕組みとされている。
- * **調整債** … 法人事業税及び法人県民税法人税割の国税化に伴う減収額を補填するために認められた特例地方債。
- * **除却債(公共施設等の除却に係る地方債)** … 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却について認められた特例地方債。

公債費の状況(当初予算ベース)



(注)各年度は当初予算額。

- 2023年度は、これまでに発行した県債の元金償還金や、減債基金への満期一括償還分の積立金が多額となっており、引き続き高止まりの状況にある。
- 当面の財政運営のために県債を積極的に活用しつつ、公債費の今後の動向に十分留意していく。